

どこに相談すればいいの？

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

法務省

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110 (全国共通)

受付時間 平日(年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15

※様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマホ・携帯電話共通)



外国人権相談ダイヤル

☎ 0570-090-911 (全国共通)

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語
※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

人権相談はこちら

大阪府 (一般財団法人大阪府人権協会に事業委託)

大阪府人権相談窓口

☎ 06-6581-8634

電話相談 月～金 第4日曜 10:00 ~ 16:00

※相談受付は終了時刻の30分前まで。
※祝日及び年末年始を除く。ただし、第4日曜は相談を受け付けます。
※メール・FAX・手紙による相談は常時受付。

LINE相談はこちら



LINE相談 木・金 18:00 ~ 22:00

大阪府インターネット防弾中傷・トラブル相談窓口
『ネットハーモニー』

☎ 06-6760-4013

電話または 月～土 16:00 ~ 22:00

※相談受付は終了時刻の30分前まで。
※祝日及び年末年始を除く。
※メール・FAX・手紙による相談は常時受付。

LINE相談はこちら



LINE相談 第2日曜 13:00 ~ 18:00

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例より抜粋 (大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)

(定義)

第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(不当な差別的言動の禁止)

第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。

大阪府「ヘイトスピーチと人権に関する取組み」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinkenyo/hatejyourei/index.html>



ヘイトスピーチ ゆるさへん!!

ヘイトスピーチとは？

- 1 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
- 2 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの
- 3 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの

大阪府広報担当副知事 もずやん



平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が令和元年11月1日に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)」が施行されました。



大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 人権・同和企画グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階

電話番号：06-6210-9282 ファックス：06-6210-9286

令和6年(2024)年10月発行

ヘイトスピーチとは？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

大阪府の条例では、ヘイトスピーチを「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」と規定し、具体的には、特定の民族や国籍の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような差別的言動をいいます。(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例第2条)

ヘイトスピーチに当たる言動はさまざまですが、例えば、次のようなものが該当すると考えられます。

1. 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、
一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
▶ 「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」 など
2. 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの
▶ 「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」 など
3. 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの
▶ 特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

(参考：法務省ホームページ「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」)

ヘイトスピーチはどんな形で発生しているの？

インターネット上での書き込みなど



インターネットにいつたん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、急速にさまざまな所に広がってしまうため、完全に削除することが困難です。

このため、発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する内容に自己責任をもつ姿勢が大切です。



街中でのデモ行進、集会、街宣活動など



ヘイトスピーチはなぜいけないの？

ヘイトスピーチは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感を抱かせるものです。また、人との尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為です。

府民・事業者の皆様へ

ヘイトスピーチによる被害を受けるとどう感じるか、他人事ではなく自分自身の問題として捉えてみてください。

「ヘイトスピーチはしてはならないこと」

に気づくはずですよ。違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

啓発活動の取り組み

法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチがあつてはならないことを、皆様にご理解いただけるよう、分かりやすく啓発・広報活動を行っています。



啓発冊子

私たちの身近にある
ヘイトスピーチ



詳しくは、法務省ホームページ「ヘイトスピーチ許さない。」
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

大阪府では、さまざまな機会を活用して、教育啓発に努め、府民の皆様

「ヘイトスピーチゆるさへん!」という共通の理解を得られるよう、取り組んでいます。

取組事例

人権週間 (12月4日～10日)
等に、府内の主要駅の電子看板
(デジタルサイネージ)を活用し
て、啓発映像を放映しています。



大阪モノレール各駅